

令和8年度 童心保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 総同福祉会
所 在 地	関市鋳物師屋3丁目6番24号
電 話 番 号	0575-22-1879
代表者氏名	理事長 原 卯月

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	童心保育園
施 設 の 所 在 地	関市鋳物師屋3丁目6番24号
連 絡 先	電話番号 0575-22-1879 FAX 0575-22-1889
管 理 者	園長 原 卯月
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の幼児 81人 満1歳以上満3歳未満の幼児 46人 満1歳未満の乳児 3人
開 設 年 月 日	昭和53年 2月 1日

3 サービスの目的・運営方針

童心保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	2,250.30 m ²
	園庭	544.08 m ²
園 舎	構 造	木造合金メッキ鋼版葺平屋建,鉄骨造亜鉛メッキ鋼版葺2階建 造
	延べ面積	1227.04 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	ひよこ組（0歳児）
ほふく室	1 室	ひよこ組（1歳児）
保育室	5 室	うさぎ組（2歳児）、ぞう1・2組（3歳児）、ぱんだ組（4歳児）、らいおん組（5歳児）
遊戯室	1 室	
ウッドデッキ（屋内遊戯室）	1 室	
調理室	1 室	
会議室(空き教室)	1 室	

5 職員の設置状況

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
副園長				
主任保育士	1	1		
保育士	21	8	13	
栄養士	1	1		
調理員	3		3	
運転士兼事務員				

当園では、「岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年12月26日岐阜県条例第90号。以下「条例」という。）の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
主任保育士 保育士	正規の勤務時間帯（9：30～18：30） 勤務時間帯（7：00～19：00の間でシフト勤務）
調理員	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。
ただし、祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 特別教室

- ・体育教室、ダンス教室、英語教室、書道教室、造形教室
- ・地域の高齢者等異年齢による交流

(3) 送迎

希望者については、園バスによる送迎を実施します（ただし、別途利用者負担有）

(4) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時30分頃	14時30分頃	
1歳児	9時30分頃	11時30分頃	14時30分頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	14時30分頃	
3歳児		11時30分頃	14時30分頃	
4歳児		11時30分頃	14時30分頃	
5歳児		11時30分頃	14時30分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー対応には、医師の指示書及び食物アレルギーの給食対応申請書が必要となります。

(5) 一時保育

保育所を利用していない家庭において、保護者の就労や疾病等、日常生活上の突発的な事情により家庭の保育が困難な場合、一時的預かりをします。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科，小児科

医療機関の名称	早川医院
医 院 長 名	早川 賢一
所 在 地	関市元重町29
電 話 番 号	0575-22-2138

(2) 歯科

医療機関の名称	あずき畑デンタルクリニック
医 院 長 名	久米 輝男
所 在 地	関市下有知 1 2 1 2 - 9
電 話 番 号	0 5 7 5 - 4 6 - 7 6 7 6

1 2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変・けが等の緊急事態が発生した場合には、応急措置をすると共に、児童票(I)の緊急連絡先へ速やかに連絡しますので、お迎えをお願いします。特に緊急の場合は、保護者の到着を待たずに病院へ連れていくことがあります。

なお、医療機関及び緊急連絡先等は、必ず児童票(I)に記入しておいて下さい。緊急連絡先は年度ごとに出して下さい。また、連絡先が変わった場合には、速やかに園にお伝え下さい。

1 3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 山下 裕美 ・ご利用時間 8 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0 ・電話番号 0 5 7 5 - 2 2 - 1 8 7 9 F A X 0 5 7 5 - 2 2 - 1 8 8 9 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	第三者委員	大岩寿喜子 電話番号 0 5 7 5 - 2 2 - 2 3 7 7
	第三者委員	早川駿吉郎 電話番号 0 5 7 5 - 2 2 - 1 4 0 6

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1 4 虐待の防止のための措置

当園では、園児の人権擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じています。

1 5 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・誘 導 灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難訓練及び消火訓練は、毎月 1 回以上実施します。

16 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	傷害保険（ほいくの保険） （東京海上日動火災保険）	災害共済（日本スポーツ振興センター）
保険の内容	ケガの補償	ケガの補償
保険金額	入院 1,800 円 通院 1,200 円	療養費 5,000 円以上のものに 給付

17 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動，政治活動， 営利活動	利用者の思想，信仰は自由ですが，他の利用者に対する宗教活動，政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
バス代	バス利用者のみ	月額 2, 5 0 0 円
主食代	3歳以上児	月額 8 0 0 円
副食代	3歳以上児	月額 4, 9 0 0 円

※主食代、副食代ともに関市に住民票のある園児は免除

2 時間外保育に係る利用者負担

短時間保育の場合 … 保育必要量 8時間(8時30分～16時30分)を超える
保育を受けた場合は、延長保育料が必要になります。
標準時間保育の場合… 保育必要量 11時間(7時00分～18時00分)18時を
超えると延長保育料が必要となります。

※ 当園は、月ごとに上記の認定時間を超える保育を行った際には、延長保育料を1回1時間まで100円として徴収させていただきます。

利用月の徴収分は翌月の月初めに請求をし、集金袋に押印し領収とさせていただきます。